別紙様式３（COVID19）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **授業公欠届（新型コロナウイルス感染症関係）**令和　　年　　月　　日 　　学部長（研究科長）　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 属  　　 　 　　  学生番号 　 　 　　　　　 　　 　 　　  氏　　名 　　　　　　　 　　　　　  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  このたび，新型コロナウイルス感染症の関係により通学できない（できなかった）ため，出席できない（できなかった）授業科目を届け出ます。**１.理由　（以下から選択してください。）**　　　　　(1) 新型コロナウイルス感染者と特定された場合　　　発症日を０日目として５日間を公欠期間とする。ただし，５日目に，発熱，痰や喉の痛みなどの症状等が続いていた場合は，症状消失後２４時間を経過するまでの間を公欠期間とする。（2）自己検査（抗原定性検査等）で新型コロナウイルス陽性反応を示した場合　　　発症日を０日目として５日間を公欠期間とする。ただし，５日目に，発熱，痰や喉の痛みなどの症状等が続いていた場合は，症状消失後２４時間を経過するまでの間を公欠期間とする。　(3) ワクチン接種のため，またはワクチン接種後の副反応により，通学及び対面授業を受けることが困難な場合　　　ワクチン接種当日および副反応の症状が消失するまでの間を公欠期間とする。　(4) 上記に加えて，新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から，部局長が必要と認めた場合**２．通学できない（できなかった）期間**　　　　 　令和　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日**３．出席できない（できなかった）授業科目**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月日（曜日）・時限 | 講義番号 | 授業科目名 | 担当教員名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

 |

【注意事項・手続き方法】

１　公欠の対象となる事情がある場合は，表面を記入（タイプ入力可）し，所属学部等の教務担当へ，メール等により提出してください。なお，以下に示す定められた証明書等を添付するとともに，事由消滅後ただちに提出することを原則とするが，最大で２週間までを提出期限とする。

(1)新型コロナウイルス感染者と特定された場合（以下①，②のいずれかを提出すること）

①治癒証明書（コピー可）※罹患期間の記載が必要

②診断書（コピー可）または医療機関を受診したことがわかる書類（コピー可）および新型コロナウイルス感染症経過報告書

(2)自己検査（抗原定性検査等）で新型コロナウイルス陽性反応を示した場合

・陽性反応を示した検査キットの写真画像等および新型コロナウイルス感染症経過報告書

(3)ワクチン接種のため，またはワクチン接種後の副反応により，通学及び対面授業を受けることが困難な場合

・ワクチン接種券の控え，またはワクチン接種済み証明書等，ワクチンを接種したことがわかる書類のいずれか（コピー可）

(4)新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から，部局長が必要と認めた場合

　　・部局長が定める書類等

２　提出後，公欠扱いとなった授業の措置について，授業担当教員の指示を確認してください。

３　試験が受験できない（できなかった）場合は，併せて「追試験願，受験延期願」等により，所定の手続きを行ってください。

４　本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告にのみ利用します。